

奈 個 情 第 4 8 号  
平成30年1月30日

奈良市教育委員会 様

奈良市個人情報保護審議会  
会長 川 村 容 子

奈良市個人情報保護条例第10条第2項の規定に係る  
諮問について（答申）

平成30年12月10日付け奈学地第112号で諮問のあった下記の件について、  
別紙のとおり答申します。

記

【諮問： 個情第30-7号】

奈良市放課後児童健全育成事業施設昼食提供事業の電子申請システムに係る電子  
計算機の結合について（諮問実施機関 教育委員会学校教育部地域教育課）

(別紙)

答申：個情第22号

諮問：個情第30-7号

## 答 申

### 第1 審議会の結論

教育委員会は、放課後児童健全育成事業において、放課後児童健全育成事業施設を利用する児童に対して、夏休み等学校給食がない長期学校休業期間に希望者に昼食を提供する事業を実施しており、この事業を実施するに当たって、現在の保護者からの紙媒体の申込書による事務処理から、受託事業者が構築する放課後児童健全育成事業施設における昼食電子申請システムを用いたオンラインによる事務処理に変更しようとしている。

当審議会では、当該事務処理において、教育委員会が管理する情報系サーバーと当該受託事業者が管理するクラウドサーバーとをオンラインで結合し、放課後児童健全育成事業施設を利用する児童及び保護者に係る個人情報を取り扱うことは、公益上の必要が認められ、かつ、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認める。

### 第2 対象事業の概要

受託事業者が構築する放課後児童健全育成事業施設における昼食電子申請システム（以下「昼食電子申請システム」という。）を利用して、事務処理する実施機関（教育委員会学校教育部地域教育課。以下「実施機関」という。）は、対象事業の概要について、次のとおり説明した。

#### 1 放課後児童健全育成事業について

(1) 放課後児童健全育成事業は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第2項に基づき、小学校に就学している子どもであって、その保護者が労働等により昼間家庭にいない児童に、授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与え、当該児童の状況や発達段階を踏まえながら、その健全な育成を図る事業であり、学校や地域の様々な社会資源との連携を図りながら、保護者と連携して育成支援を行うとともに、その家庭の子育てを支援する役割を担っている。

実施機関が運営する放課後児童健全育成事業においては、児童の健全育成及び働く保護者の負担軽減を図り、保護者がゆとりをもって児童に向き合えるための支援を行うことを目的として、平成30年7月20日から、希望者

に対する夏期休業日、冬期休業日及び春期休業日の給食がない日の放課後児童健全育成事業施設における昼食の提供を開始した。

(2) 現在の主な放課後児童健全育成事業の昼食の提供申込事務は、次のとおりである。

ア 放課後児童健全育成事業施設を利用する児童（以下「利用児童」という。）の保護者（以下「保護者」という。）が、紙媒体による「奈良市放課後児童健全育成事業施設昼食提供事業利用申請書」を、利用している放課後児童健全育成事業施設に提出する。

イ アの申込みにより、当該放課後児童健全育成事業施設を通じて実施機関が当該施設における利用児童の昼食の提供を確定する。

ウ アの申込み後、昼食の追加又は取消しを行う場合は、提供を受ける日の2日前までに実施機関が設置する専用メールアドレスでのみ受け付ける。

エ 各放課後児童健全育成事業施設は、アによる当該施設で提供する昼食に係る状況を、実施機関から送付される紙媒体の通知により把握する。ただし、ウによる昼食の追加又は取消しの状況はこれに含まれない。

オ 昼食配送事業者は、各放課後児童健全育成事業施設に配食に係る状況を、実施機関から送付されるパスワード付きの電子メールにより把握する。

(3) 昼食電子申請システムにより予定している主な放課後児童健全育成事業の昼食の提供申込事務は、次のとおりである。

ア 保護者は、携帯電話、パソコン等の端末機器を用いて、昼食電子申請システムにアクセスし、事前に昼食電子申請システムの利用登録を行う。

イ 実施機関は、実施機関が管理する情報系サーバーを経由して、昼食電子申請システム内で、アによる登録に当たって利用児童及び保護者に係る個人情報と突合する。

ウ 保護者は、携帯電話、パソコン等の端末機器を用いて、昼食電子申請システム上で、利用児童の昼食の申込み及び追加又は取消しをする。

エ 各放課後児童健全育成事業施設は、当該施設の学童保育システムの端末機器から昼食電子申請システムにより、実施機関が集計した当該施設で提供する昼食に係る状況を把握する。

オ 昼食配送事業者は、各放課後児童健全育成事業施設に配食に係る状況について、各施設別の昼食数のみを昼食電子申請システムにより把握する。

2 個人情報を電子計算機に接続することについて

実施機関は、保護者からの紙媒体の申込書による事務処理を廃止し、昼食電子申請システムを導入することで当該システム上で利用児童の昼食数の確認ができるため、追加又は取消しを含めた昼食の申込みの発注から配送業者による

放課後児童健全育成事業施設への配送までを、事務的な負担をかけず迅速かつ効率的に行うことが可能となる。

以上のことから、実施機関が管理する情報系サーバーと当該受託事業者が管理するクラウドサーバー（以下「クラウドサーバー」という。）において、利用児童及び保護者に係る個人情報を取り扱うこととするため、奈良市個人情報保護条例（平成21年奈良市条例第51号）第10条第2項の規定により、当審議会に諮問した。

### 3 個人情報の安全性の確保

実施機関は、昼食電子申請システムを利用するに当たり、次の措置を講じることで、利用児童及び保護者に係る個人情報の安全性を確保しようとしている。

(1) 受託事業者決定に係る一般競争入札を執行する業務仕様書において、当該受託事業者に次の措置を求めることとしている。

ア 受託事業者は、利用児童及び保護者が利用する携帯電話、パソコン等の端末機器とクラウドサーバーを接続するネットワーク及び実施機関が管理する情報系サーバーとクラウドサーバーを接続するネットワークは、暗号化通信を用いたインターネット回線を用いること。

イ 受託事業者は、クラウドサーバーにログインIDや、パスワードによるアクセス権限を設定することにより、クラウドサーバーを利用できる者を制限すること。

ウ 受託事業者は、クラウドサーバーに保存された情報を暗号化キーで暗号化して保存すること。

エ 受託事業者は、クラウドサーバーのウイルス対策及びログの確認を行うこと。

オ 受託事業者は、一般財団法人日本情報経済社会推進協会認定によるプライバシーマーク制度の認定を取得していること。

カ 受託事業者は、利用児童及び保護者に係る個人情報の取り扱うに当たっては「奈良市個人情報取扱特記事項」の遵守すること。

(2) 保護者から取得した個人情報は、情報系ネットワークから分離された安全性の高い行政専用（LGWAN系）ネットワークに設けられた閉域のLGWANアクセス領域で作業を行うこと。

(3) 昼食電子申請システムで利用児童及び保護者に係る個人情報を取り扱うに当たっては、具体的な事務処理を定めた内部規程を整備すること。

(4) 実施機関の職員が扱う端末機器には、ログインID及びパスワードによるアクセス権限を設定することにより、昼食電子申請システムを利用できる者を制限すること。

- (5) 放課後児童健全育成事業施設の職員が扱う端末機器においては、取り扱う個人情報をも最小限に限定した上で、ログインID及びパスワードによるアクセス権限を設定することにより、昼食電子申請システムを利用できる者を制限すること。

### 第3 審議会の判断

当審議会は、実施機関が利用児童及び保護者に係る個人情報を適正に取り扱うために第2の3(1)から(5)までの説明による措置を講じていることから、実施機関が昼食電子申請システムを利用することについて、公益上の必要があり、また本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれはないと認めた。

よって、当審議会は、冒頭の「第1 審議会の結論」のとおり判断する。

### 第4 審議会の審査経過

当審議会における審査経過は、次のとおりである。

年 月 日	審 査 経 過
平成30年12月10日	実施機関から諮問を受けた。
平成30年12月25日	平成30年度第5回審議会 1 実施機関から口頭による説明を受けた。 2 事案の審議を行った。
平成31年 1月30日	平成30年度第6回審議会 答申案の最終確定を行った。
平成31年 1月30日	実施機関に対して答申を行った。

#### ○ 奈良市個人情報保護審議会委員

氏 名	役 職 名	備 考
荒 牧 裕 一	大和大学准教授	
川 村 容 子	弁護士	会 長
杵 崎 の り 子	奈良学園大学客員教授	
佐 々 木 育 子	弁護士	会長職務代理者
浜 口 廣 久	弁護士	